

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県健康づくり安心基金条例を廃止する条例（埼玉県条例第十九号）（保健医療政策課）

### 一 趣旨

埼玉県健康づくり安心基金の廃止に伴い、埼玉県健康づくり安心基金条例を廃止する。

### 二 内容

埼玉県健康づくり安心基金条例の制定附則第二条において、「この条例の施行の状況を踏まえ、平成三十五年度（令和五年度）中にこの条例について見直しを行うもの」と規定されている。

今般、見直しの時期を迎え、今後の人口減少・超少子高齢社会の到来といった歴史的課題に対応していくため、保健・医療分野における肉体的な健康づくりに留まらず、経済施策や社会施策などによる就業支援や社会参加の支援といった精神的、社会的な健康づくりも必要になってくるものと考ええる。

よって、本基金の枠にとらわれず、これまでよりも「健康づくり」を広く捉えて取り組んでいく必要があることから、基金を廃止する。

### 三 施行期日

令和六年四月一日